

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第35号

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

四日市市旅館業法施行条例（平成24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（ホテル営業の施設の構造設備基準）</u></p> <p><u>第1条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）</u></p> <p><u>第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>—</p> <p><u>(1) 外壁、屋根その他の施設の外観は、当該施設の設置場所における周囲の善良な風俗を害することのないよう意匠等が奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。</u></p> <p><u>(2) 宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）が、営業時間中に自由に出入りのできる玄関及びロビーを設けること。</u></p> <p><u>(3) 玄関帳場は、次に掲げる要件を満たすものであること。</u></p> <p><u>ア 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者等が通過する場所に位置すること。</u></p> <p><u>イ 囲い等により宿泊者等の出入りを容易に見ることができない構造</u></p>

でないこと。

ウ 受付台の長さが1.8メートル以上である等事務を執るのに適した広さを有し、かつ、宿泊者等と従事者が直接面接できる構造であること。

エ 客室の鍵を保管する設備その他事務を執るのに適した設備を備え付けること。

オ 受付台の前の場所は、収容定員に応じて十分な広さを有すること

。

(4) 宿泊者等に直接面接することを要しないことを可能とする構造設備を設けないこと。

(5) 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 床面、内壁及び天井は、不浸透性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。

イ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設けること。

ウ 湯気を適切に排出できる構造であること。

(6) 洗面設備は、不浸透性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。

(7) 便所は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 流水式の手洗い設備を有すること。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準)

第1条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）

第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 玄関帳場は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）が通過する場所に位置すること。

イ (略)

ウ 事務を執るのに適した広さを有し、かつ、宿泊者等と従事者が直接面接できる構造であること。

イ 防虫及び防臭の設備を有すること。

(8) 前各号に定めるもののほか、別表第1に掲げる区域以外の地域及び同表に掲げる区域のうち別表第2に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。次条第11号及び第3条第11号において同じ。）の周囲200メートルの区域内においては、人の性的好奇心をそそるおそれのあるものとして規則で定める構造設備を設けないこと

。

(旅館営業の施設の構造設備基準)

第2条 令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 玄関帳場は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者等が通過する場所に位置すること。

イ (略)

ウ 受付台の長さが1.8メートル以上である等事務を執るのに適した広さを有し、かつ、宿泊者等と従事者が直接面接できる構造であ

(3) (略)

(4) 客室の間仕切りは、壁又はこれに類するものを用いて区画すること。

(5)及び(6) (略)

(7) 寝具は、収容定員に応じ十分な数量を備えること。

(8) 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 床面、内壁及び天井は、耐水性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。

イ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ (略)

(9) 洗面設備は、耐水性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。

(10) (略)

(11) 前各号に定めるもののほか、別表第1に掲げる区域以外の地域及び同表に掲げる区域のうち別表第2に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。次条

ること。

エ 客室の鍵を保管する設備その他事務を執るのに適した設備を備え付けること。

オ 受付台の前の場所は、収容定員に応じて十分な広さを有すること

—

(3) (略)

(4) 客室の間仕切りは、壁、戸、ふすま等を用いて区別すること。

(5)及び(6) (略)

(7) 寝具は、収容定員数以上の数量を備えること。

(8) 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 床面、内壁及び天井は、不浸透性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。

イ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設けること。

ウ (略)

(9) 洗面設備は、不浸透性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。

(10) (略)

(11) 前各号に定めるもののほか、別表第1に掲げる区域以外の地域及び同表に掲げる区域のうち別表第2に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、人の性的好

第11号においても同じ。)の周囲
200メートルの区域内において
は、人の性的好奇心をそそるおそれ
のあるものとして規則で定める構造
設備を設けないこと。

(簡易宿所営業の施設の構造設備基準
)

第2条 令第1条第2項第7号の条例で
定める構造設備の基準は、次のとおり
とする。

(1) (略)

(2) 玄関帳場は、次に掲げる要件を満
たすものであること。

ア及びイ (略)

ウ 事務を執るのに適した広さを有
し、かつ、宿泊者等と従事者が直
接面接できる構造であること。

(3) (略)

(4) 客室の間仕切りは、壁又はこれに
類するもの用いて区画すること。

(5)及び(6) (略)

(7) 寝具は、収容定員に応じ十分な数
量を備えること。

奇心をそそるおそれのあるものとし
て規則で定める構造設備を設けない
こと。

(簡易宿所営業の施設の構造設備基準
)

第3条 令第1条第3項第7号の条例で
定める構造設備の基準は、次のとおり
とする。

(1) (略)

(2) 玄関帳場は、次に掲げる要件を満
たすものであること。

ア及びイ (略)

ウ 受付台の長さが1.8メートル
以上である等事務を執るのに適し
た広さを有し、かつ、宿泊者等と
従事者が直接面接できる構造であ
ること。

エ 客室の鍵を保管する設備その他
事務を執るのに適した設備を備え
付けること。

オ 受付台の前の場所は、収容定員
に応じて十分な広さを有すること
。

(3) (略)

(4) 客室の間仕切りは、壁、戸、ふすま
等を用いて区別すること。

(5)及び(6) (略)

(7) 寝具は、収容定員に応じた数量を
備えること。

(8) 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 床面、内壁及び天井は、耐水性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。

イ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ (略)

(9) 洗面設備は、耐水性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。

(10)及び(11) (略)

(下宿営業の施設の構造設備基準)

第3条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の間仕切りは、壁又はこれに類するものを用いて区画すること。

(2)から(4)まで (略)

(5) 寝具は、収容定員に応じ十分な数量を備えること。ただし、宿泊者所有のものを使用するときは、この限りでない。

(6) 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 床面、内壁及び天井は、耐水性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。

イ 床面及び浴槽の底面には、排水

(8) 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 床面、内壁及び天井は、不浸透性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。

イ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設けること。

ウ (略)

(9) 洗面設備は、不浸透性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。

(10)及び(11) (略)

(下宿営業の施設の構造設備基準)

第4条 令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の間仕切りは、壁、戸、ふすま等を用いて区別すること。

(2)から(4)まで (略)

(5) 寝具は、収容定員の数量を備えること。ただし、宿泊者所有のものを使用するときは、この限りでない。

(6) 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 床面、内壁及び天井は、不浸透性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。

イ 床面及び浴槽の底面には、排水

が容易に行えるよう適当な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ (略)

(7) 洗面設備は、耐水性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。

(8) (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

(衛生に必要な措置の基準)

第6条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 旅館業の施設の周囲は、常に清潔を保持すること。

(2) 旅館業の施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔を保持すること。

(3) 旅館業の施設には適当な採光及び照明の設備を有し、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。

イ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすこと。

が容易に行えるよう適当な勾配を設けること。

ウ (略)

(7) 洗面設備は、不浸透性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。

(8) (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

(衛生に必要な措置の基準)

第7条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 営業の施設は、常に清潔を保持すること。

(2) 営業の施設の消毒並びにねずみ及び昆虫の駆除は、毎月1回以上行うこと。

(3) 営業の施設（旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項第2号に掲げる施設に限る。）のうち、次に掲げる場所においては、それぞれに定める照度を有すること。

ア 玄関、ロビー及び客室 40ルクス以上

イ 玄関帳場 作業面において150ルクス以上

<p>(4)及び(5) (略)</p> <p>(6) 寝具類は、<u>適切に洗濯・管理等を行うこと。</u></p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>(9) <u>ごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な箇所に備えること。</u></p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p><u>ウ 廊下及び階段 20ルクス（深夜においては、10ルクス）以上</u></p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>(6) 寝具類は、<u>常に清潔にし、随時日光にさらす等適当な方法により消毒すること。</u></p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>(9) <u>ちり、ほこり及び紙くずの類を入れる蓋のある容器を適当な箇所に備えること。</u></p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>
---	---

改正後	改正前
別表第1（第1条、第2条関係） (略)	別表第1（第1条、第2条及び第3条関係） <u>1</u> (略)

改正後	改正前
別表第2（第1条、第2条関係） 1から4まで (略)	別表第2（第1条、第2条及び第3条関係） 1から4まで (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)